

建築基準法の確認等に係る事務の所管区分

区分			県		市	
事務内容		建築指導課	出先事務所 (鎌ヶ谷市及び野田市は建築指導課)	限定特定行政庁 (鎌ヶ谷市・野田市・君津市・ 茂原市・四街道市・白井市・印西市)		特定行政市 (千葉市・市川市・船橋市・ 松戸市・柏市・市原市・佐倉市・ 八千代市・我孫子市・浦安市・ 習志野市・木更津市・流山市・ 成田市)
建築確認・検査・建築主事事務	建築物	特殊建築物 (法第6条第1項1号の学校、旅館、共同住宅等)	右欄以外	4階以下、かつ、2,000 m ² 以下		
			上記以外の建築物	右欄以外	4階以下、かつ、2,000 m ² 以下	次のいずれにも該当するもの ・地階を除く階数が2以下 ・延べ面積が300平方メートル以下 ・高さが16m以下(平屋かつ延べ面積200平方メートル以下のものは高さ制限なし) (許可(仮設を除く)を要するものを除く)
		非木造	右欄以外	4階以下、かつ、2,000 m ² 以下		階数1以下、かつ、200 m ² 以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)
	工作物	工作物 (煙突、廣告塔、擁壁等)	煙突: 23mを超えるもの 擁壁: 5mを超えるもの	左欄以外	煙突、廣告塔、記念塔等: 10m以下 擁壁: 3m以下 (所管外の建築物の敷地のもの等を除く)	
			全部			
		準用工作物 (製造プラント等)	全部			
	建築設備	昇降機 (エレベーター、エスカレーター等)	右欄以外	小荷物専用昇降機及びかごの床面積が1.3 m ² 以下のホームエレベーター (所掌建築物のものに限る)	所掌建築物に係るもの	
		建築設備 (空調、排煙等の設備)	右欄以外	所掌建築物に係るもの	所掌建築物に係るもの	
知事又は市長事務	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4階以下、かつ、2,000 m ² 以下	所掌建築物に係るもの	
	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4階以下、かつ、2,000 m ² 以下	所掌建築物に係るもの	
	私道の位置の指定			全部	全部	
	制限緩和の許可・認定		右欄以外	仮設建築物の許可 法第43条第2項第1号認定、第2号許可	仮設建築物の許可(所管建築物に係るもの) 総合的設計の一団地認定(〃) 法第43条第2項第1号の認定(〃)	
	工事中の建築物の安全計画の届出		右欄以外	所掌建築物に係るもの		
	地区計画等の予定道路の指定		右欄以外	利害関係者の同意のあるもの	利害関係者の同意のあるもの	
	建築協定の認可		全部			
知事事務		建築動態統計	全部			

備考 限定行政庁の事務範囲は、法第97条の2の規定によるもの